

鹿児島市水道局請負工事施行要領（平成19年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島市水道局（以下「水道局」という。）が建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正な履行の確保を図るため、必要な事項を定めようとするものである。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 担当課長 工事の設計及び施工を行う課の長をいう。
- (2) 契約図書 鹿児島市水道局建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）並びに工事内容補足説明書、質問回答書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）をいう。
- (3) 設計担当者 水道局が発注する工事の設計を担当する水道局の職員をいう。
- (4) 工期 契約図書に明示した、工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (5) 工事着手日 契約締結後、準備作業に着手する工期の始期日をいう。
- (6) 中間検査 基礎工事、埋設工事、杭打工事その他工事完成後水中又は地中に没し、その出来形の確認が困難な工事又は既済部分を引渡し前に使用する必要が生じた工事について、その工事中に行う検査をいう。
- (7) 随時検査 契約書、設計書、設計図書その他関係書類（以下「工事等関係図書」という。）に基づき工事の実態を把握するため工事中に行う検査をいう。
- (8) 出来高部分検査 出来高部分について、請負代金の一部の支払い（以下「部分払い」という。）の必要がある場合について、工事中に行う検査をいう。
- (9) 指定部分完成検査 設計図書により指定された部分（以下「指定部分」という。）の工事が完成したときに行う検査をいう。
- (10) 完成検査 工事が完成したときに行う検査をいう。
- (11) 出来高精算検査 契約の解除をしたときに、完成した部分について行う検査をいう。

（現場代理人等の選任）

第3条 受注者は、現場代理人、専門技術者及び主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「現場代理人等」という。）を置いたときは、技術者等選任通知書（様式第1）により請負契約（以下「契約」という。）締結時に総務部管財契約課（以下「管財契約課」という。）に届け出なければならない。また、現場代理人等を変更するときは、発注者と協議し、技術者等変更通知書（様式第2）により届け出なければならない。

2 受注者は、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、建設工事専任技術者通知書（様式第3）により契約締結時に管財契約課に届け出なければならない。

3 受注者は、汚水取付管布設の工事着手前に汚水取付管の位置確認技術者を選任し、汚水取付管位置確認担当技術者通知書（様式第4）により監督員に届け出なければならない。

（監督員の指定等）

第4条 工事の施工に当たっては、担当課長は、工事ごとに監督員を指定するものとする。

2 担当課長は、1つの工事につき工種ごとに監督員を指定することができる。

3 発注者は、担当課長が監督員を定めたときは、監督員選任通知書（様式第5）により速やかに受注者に通知しなければならない。また、監督員を変更したときは、監督員変更通知書（様式第6）により通知しなければならない。

4 監督員は、契約図書その他工事に関する図書の内容を熟知するとともに、工事現場の状況を十分に把握し、施工立会い、指示により適切に工事が履行されるように努めなければならない。

5 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、必要に応じて、工事打合簿（様式第7）により受注者又は現場代理人等に指示を行うものとする。

（分別解体の計画に係る説明書の提出等）

第5条 受注者は、工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）に該当する場合は、設計担当者の内容確認を受けた説明書（様式第8）を契約締結時に管財契約課に提出しなければならない。

2 受注者は、契約締結後説明書の内容について変更が生じた場合は、監督員の内容確認を受け、変更説明書（様式第9）を提出しなければならない。

3 発注者は、建設リサイクル法第11条の規定に基づき対象建設工事の内容について、通知書（様式第10）により鹿児島市長に通知しなければならない。

4 受注者は、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき当該建設工事に係る再資源化等が完了したときは、速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書等により発注者に報告しなければならない。

（個人情報取扱責任者の選任等）

第6条 受注者は、工事の施工に当たり、生存する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合、個人情報に関する取扱責任者を選任し、個人情報取扱責任者選任通知書（様式第12）により契約締結時に管財契約課に届け出なければならない。また、個人情報に関する取扱責任者を変更するときは、発注者と協議し、個人情報取扱責任者変更通知書（様式第13）により届け出なければならない。

（個人情報の取扱い）

第7条 受注者は、発注者が工事打合簿により指示又は承諾した場合を除き、個人情報が記録された資料を契約の目的以外に使用してはならない。

2 受注者は、やむを得ない理由により個人情報が記録された資料を複写し、又は複製する必

要がある場合は、その理由を明記した請求・通知・報告・協議書（様式第14）を発注者に提出し、許可を得なければならない。

- 3 受注者は、個人情報記録された資料を発注者が指定した場所から外部に持ち出す場合は、その理由を明記した請求・通知・報告・協議書を発注者に提出し、許可を得なければならない。
- 4 受注者は、契約の履行が完了したとき、又は契約が終了し、若しくは解除されたときは、個人情報記録された資料を請求・通知・報告・協議書に添付して速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を請求・通知・報告・協議書により発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、個人情報を取り扱う契約の履行の全部又は一部を第三者に委託するときは、請求・通知・報告・協議書により発注者の承諾を得なければならない。このとき、受注者は、委託者に対して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報の取扱処理状況について、発注者が指示した場合、請求・通知・報告・協議書により報告しなければならない。
- 7 受注者は、個人情報記録された資料に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに請求・通知・報告・協議書により発注者に届け出、必要な措置を講ずるとともにその状況を請求・通知・報告・協議書により報告しなければならない。
- 8 発注者は、受注者の個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、請求・通知・報告・協議書により受注者に対して必要な指示を行うことができる。
- 9 発注者は、受注者が前各項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。この場合において、鹿児島市水道局建設工事等の契約に係る履行保証の事務処理要領（平成9年6月1日制定。以下「事務処理要領」という。）で定める工事請負契約解除通知書により通知するものとする。

（前金払いの請求等）

第8条 受注者は、請負代金の額の10分の4以内の前払金の支払いを前金払申請書（様式第15）及び請求書により発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、請負代金の額の10分の2以内の前払金の支払いを中間前金払申請書（様式第16）及び請求書により請求することができる。
- 3 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者に中間前金払認定請求書（様式第17）及び工事施工状況報告書（様式第18）を提出し、中間前金払いに係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに判定を行い、当該判定の結果を中間前金払判定結果通知書（様式第19）により受注者に通知しなければならない。

(火災保険契約等の締結)

第9条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）を火災保険、建設工事保険その他これらに準ずる保険に付すよう設計図書で指定してある場合は、請負代金の額相当の保険契約を締結し、その証券等の写しを監督員に提示しなければならない。

(工程表の提出)

第10条 受注者は、契約締結後7日以内に当初工程表（様式第20）を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約を変更した場合、変更契約締結後7日以内に変更工程表（様式第21）を提出しなければならない。ただし、工期又は工事工程に変更が生じない軽微なものについては、この限りでない。

(非常時の連絡体制)

第11条 受注者は、自然災害や工事現場内における事故の発生に備え、非常時の連絡体制を整備するとともに、非常時に関係者に対して的確かつ迅速に伝達できる非常時連絡表（様式第22）を作成しなければならない。なお、受注者は、この非常時連絡表を契約締結後10日以内に監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、工期が年末年始（12月20日から翌年1月10日までをいう。以下同じ。）に係る工事については、年末年始の作業工程、巡回パトロール計画及び連絡体制を整備し、年末年始期間の工事現場安全管理報告書（様式第23）を監督員に提出しなければならない。ただし、工事着手が年明けになる工事については、この限りでない。

(履行の報告)

第12条 受注者は、契約締結後10日以内に準備作業に着手し、着手後速やかに工事着手届（様式第24）を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、工事の進捗状況を報告するため、月別工事予定・進捗状況報告書（様式第25）、工事週報、工事日報及び注入日報（薬液注入が必要な工事のみ。）を監督員に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる工事で、監督員が工事打合簿により承諾したものについては、省略することができる。

- (1) 工期が30日以内の工事
- (2) 請負代金の額が250万円以下の工事
- (3) その他提出の必要がないと監督員が認める工事

3 受注者は、工事の施工及び機器製作に関連して監督員と打合せを行った場合、又は関係機関及び関係者と協議した場合は、工事打合簿に内容を記録し、監督員に提出しなければならない。

(工事实績データの作成及び登録等)

第13条 受注者は、工事实績情報システムに基づき、工事の受注、変更、完成及び訂正時に工事实績情報を作成し、監督員の確認を受けた後、適宜一般財団法人日本建設情報総合センタ

一（以下「日本建設情報総合センター」という。）に登録申請しなければならない。

（解体等工事に係る事前調査説明書面の提出等）

第14条 受注者は、建築物等の解体等工事を行うときは大気汚染防止法第18条の15及び石綿障害予防規則第3条に規定する調査を行うとともに、大気汚染防止法第18条の15第1項の規定に基づき解体等工事に係る事前調査説明書面（様式第26）を工事打合簿に添付して、工事着工前（届出対象特定工事の場合は着工の14日前まで）に発注者に提出しなければならない。また、受注者は、事前調査を実施した範囲、調査対象建材、石綿含有建材の有無と使用箇所について具体的な場所が分かるよう、図面や概略図による関係書類を添付した事前調査の結果報告書を作成し、事前調査説明書面と併せて提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、監督員が承諾したものについては、事前調査説明書面（様式第26）の提出を省略することができる。

(1) 同一の部分を定期的に改造又は補修する工事で、過去に報告が行われている場合

(2) その他提出の必要がないと監督員が認める場合

2 受注者は、前項の規定による調査を行ったときは、速やかに当該調査の結果を鹿児島市及び労働基準監督署に報告しなければならない。また、報告した内容について監督員から提示を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

3 受注者は、大気汚染防止法施行規則第16条の4及び石綿障害予防規則第4条の規定に基づき、作業計画を作成し、工事打合簿に添付して監督員に提出しなければならない。

4 発注者は、大気汚染防止法第18条の17の規定に基づき届出対象特定工事については、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第27）により、鹿児島市長宛に届け出なければならない。

5 受注者は、前項に規定する特定粉じん排出等作業を行うときは、労働安全衛生法第88条第3項の規定に基づき、計画の届出を労働基準監督署に提出しなければならない。

6 受注者は、大気汚染防止法第18条の23の規定に基づき当該特定工事に係る特定粉じん排出等作業が完了したときは、速やかに特定粉じん排出等作業完了報告書（様式第28）により発注者に報告しなければならない。

（下請負の届出）

第15条 受注者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ、工事を下請負に付してはならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整すること。

(2) 下請負者が、当該下請負工事の施工能力を有していること。

(3) 下請負者が、鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者の場合は、指名停止中でないこと。

2 受注者は、前項の規定により工事を下請負に付した場合は、速やかに建設業法で作成が義務づけられている施工体制台帳、添付書類及び施工体系図の写しを監督員に提出しなければ

ならない。また、記載事項等に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出しなければならない。

(工事中の安全管理)

第16条 受注者は、西日本電信電話株式会社又は九州電力送配電株式会社が設置したケーブルその他市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の措置について監督員と協議し、これを工事打合簿に記録するとともに、協議した内容を厳守しなければならない。

2 受注者は、酸素欠乏症の危険性のあるタンク、暗渠、ずい道、既設人孔その他構造物に出入りする場合は、有害ガス及び酸素欠乏空気の有無を事前に調査・測定し、関係法令に基づいて作業員の安全確保に努め、事故の防止対策を講じなければならない。また、測定結果は、作業環境測定記録表(様式第29)に記録し、監督員から提出を求められた場合は速やかに提出するとともに、3年間は受注者において保存しなければならない。

3 受注者は、自家用電気工作物の工事を施工する場合は、工事に関する保安上の注意事項確認書(様式第30)を工事着手前に監督員に提出しなければならない。

4 受注者は、水道局用地内で工事を施工する場合は、工事着手日から完成検査日(工事完成検査において手直しが指示された場合は、手直しが終了した日をいう。)までの間、当該施工場所がある各浄水場若しくは各処理場又は各施設の維持管理事務を行う課の事務室(以下「管理事務所等」という。)に、非常時連絡表、工程表、技術者等選任通知書及び工事に関する保安上の注意事項確認書の写しに現場作業着手及び終了連絡表(様式第31)を綴じた現場作業着手及び終了連絡簿を常置するものとする。また、現場代理人は、作業開始及び作業終了の都度、管理事務所等の係員の確認を受けるものとする。なお、現場作業着手及び終了連絡簿は、当該工事に係る完成検査終了後、監督員に提出するものとする。

(安全教育・訓練の実施)

第17条 受注者は、原則として月当たり半日以上又は月当たり2回2時間以上の時間を割り当て、作業員全員参加による安全教育・訓練を実施するものとする。

2 前項の安全教育・訓練の実施に当たっては、現場の状況に即して次の項目から実施内容を選択するものとする。

- (1) 安全活動のビデオその他の視覚教材による安全教育
- (2) 工事内容の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
- (4) 工事における災害対策訓練
- (5) 工事現場で予想される事故対策
- (6) その他安全教育・訓練として必要な事項

3 受注者は、工事の内容に応じた安全教育・訓練の具体的な計画を立案し、次条に規定する施工計画書に記載しなければならない。

4 受注者は、監督員から安全教育・訓練の実施状況資料の請求があった場合は、監督員に提示しなければならない。

(施工計画書の提出等)

第18条 受注者は、工事着手に先立ち、現地の状況及び関連する工事について綿密な調査を行い、現地の状況を十分に把握したうえで、工程管理、仮設計画、施工管理、品質管理並びに工事目的物の施工手順及び工法を具体的に記載した施工計画書を工期の始期日から30日以内に工事打合簿に添付して監督員に提出するものとする。なお、施工計画書の提出前に準備作業を行う場合は、準備作業についての施工計画書を準備作業に着手する前に工事打合簿に添付して監督員に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる工事で、監督員が工事打合簿により承諾したものについては、施工計画書の提出を省略することができる。

- (1) 工期が30日以内の工事
- (2) 請負代金の額が250万円以下の工事
- (3) その他提出の必要がないと監督員が認める工事

2 受注者は、前項の施工計画書に変更が生じるときは、変更が必要となった箇所の工事着手前に、変更に関する事項についての施工計画書を監督員に提出するものとする。

3 受注者は、工事に使用する資機材の搬入計画について、形式・規格、品名、数量を明示した主要建設機械搬入計画書(様式第33)及び使用材料搬入計画書(様式第34)を第1項に定める施工計画書に添付しなければならない。

(着手の承諾)

第19条 受注者は、使用材料内訳書(様式第35)及び主要機器材料製作者一覧表(様式第36)を工事打合簿に添付して監督員に提出し、監督員の承諾を得てから工事着手しなければならない。

2 受注者は、水道局用地内での作業及び既設設備・配管に係る作業を行う場合は、詳細な作業要領書を作成し、工事打合簿に添付して監督員に提出し、監督員の承諾を得てから工事着手しなければならない。

3 受注者は、設計図書、工事目的物の設計意図及び現場調査結果を十分考慮した実施施工図又は機器設計製作図書を工事打合簿に添付して監督員に提出し、監督員の承諾を得てから工事着手しなければならない。

4 受注者は、設計図書により建設機械又は残土処分場が指定されているときは、これによらなければならない。なお、指定された以外の建設機械又は残土処分場を使用する場合、その理由を明確にして工事打合簿により監督員の承諾を得てから工事着手しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第20条 受注者は、設計図書において、監督員の立会いのうえ材料の配合及び見本検査を受けるものと指定された工事材料については、工事打合簿により監督員に立会いを求めなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された部分については、工事打合簿により監督員に立会いを求めなければならない。
- 3 監督員は、受注者から第1項又は第2項の求めがあったときは、当該求めを受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく受注者の求めに応じないためその後の工程に支障を来たすときは、受注者は、監督員に工事打合簿により届け出たうえで立会いを受けることなく、材料を配合し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該材料の配合又は工事の施工を適切に行ったことを証明する見本又は工事記録を整備し、監督員から提出を求められた場合は、当該求めを受けた日から7日以内に工事打合簿に添付して提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品の引渡し等)

第21条 監督員は、受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）又は貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の引渡しについては、受注者に立会わせ、支給材料及び貸与品の確認を行った後、行わなければならない。

- 2 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、7日以内に発注者に支給品受領書（様式第37）を提出しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、第1項の確認の際発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認めるときは、工事打合簿により速やかに発注者に届け出なければならない。
- 4 発注者は、受注者から前項の規定による届出を受けた場合において、交換の必要があると認めるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。
- 5 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(機器及び工事材料の検査等)

第22条 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された機器及び工事材料については、機器材料搬入検査申請書（様式第38）により検査を求めなければならない。この場合、機器及び工事材料の品質を確認できる証明書を同時に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の機器及び工事材料のうち、製作工場において、監督員が検査を受けるように指示した機器又は工事材料の製作が完了したときは、製品（工場）検査申請書（様式第39）及び検査方案書を提出し、監督員に検査を求めなければならない。この場合、必要に応じて、公的機関又はこれに準ずる機関で実施した材料試験成績表及び検査合格書を添付するものとする。
- 3 監督員は、受注者から前2項の検査を求められたときは、7日以内に応じなければならない。

い。

4 受注者は、工事現場内に搬入した機器及び工事材料を工事現場外に搬出するときは、工事打合簿により監督員の承諾を得なければならない。

5 受注者は、第1項に該当しない機器及び工事材料については自主検査を実施し、その検査結果を機器材料搬入検査報告書（様式第40）により監督員に報告しなければならない。この場合、検査状況の記録写真を同時に提出しなければならない。

（災害時等の措置）

第23条 受注者は、次の各号に掲げる場合、臨機の措置を執らなければならない。臨機の措置後、受注者は措置内容を工事打合簿で監督員に報告しなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。

(1) 天災、火災その他の事情により、工事対象物に被害が生じるおそれがあるとき。

(2) その他工事に重大な支障を来たすおそれがあるとき。

2 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを工事打合簿により求めることができる。

3 受注者は、災害の発生が予想される場合、以下のことを実施するものとする。

(1) 浸水その他の水害の発生が予想される工事現場では、梅雨、台風時期以前に災害発生時に必要な措置に対する準備を行い、その内容を工事打合簿により工事着手前に監督員に提出しなければならない。

(2) 気象情報として各種注意報が発令された場合は、災害を未然に防ぐための点検を実施しなければならない。

(3) 気象情報として各種警報が発令された場合は、災害発生の有無を直ちに電話により監督員に報告しなければならない。

(4) 鹿児島県内（薩摩・大隅・種子屋久地方に限る。）において震度4以上の地震が発生した場合は、災害発生の有無を直ちに電話により監督員に報告しなければならない。

（損害発生の報告等）

第24条 受注者は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料に生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害及び工事の施工により第三者に及ぼした損害が発生した場合は、直ちに電話により監督員に報告し、後日、事故・損害発生報告書（様式第41）により速やかに発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により損害の報告を受けたときは、直ちに調査を行い、損害状況の調査結果及び費用負担について、請求・通知・報告・協議書により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による通知を受けたときは、損害による費用の負担を請求・通知・報告・協議書により発注者に請求することができる。

(事故発生の報告)

第25条 受注者は、前条の規定以外に工事に関連した事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の状況について直ちに電話により監督員に報告し、後日、事故・損害発生報告書により、速やかに発注者に報告しなければならない。

(場内クレーンの使用)

第26条 受注者は、水道局施設内のクレーン施設を使用する場合は、場内クレーン施設使用許可願書(様式第42)を監督員に提出し、発注者の許可を受けなければならない。

(工事用電力の使用)

第27条 受注者は、水道局施設から直接工事に必要な電力の供給を受ける必要がある場合は、工事用電力使用許可願書(様式第43)を監督員に提出し、発注者の許可を受けなければならない。

(工事用地の使用等)

第28条 受注者は、水道局用地内を施工する工事で営繕用地、作業場その他専ら受注者が使用する土地(以下「工事用地」という。)として使用する場合は、監督員と協議のうえ局用地使用許可願書(様式第44)を監督員に提出し、発注者の許可を受けなければならない。なお、許可を受けた場合は、受注者の責任において維持・管理しなければならない。

2 受注者は、工事用地の使用終了後、自己の負担により原状に回復し、速やかに返還しなければならない。なお、工事の完成前に発注者が請求・通知・報告・協議書により返還を要求した場合も同様とする。

3 前項に規定する原状回復及び返還の期限及び方法について、発注者は、受注者と協議するものとする。なお、受注者は、協議内容を工事打合簿に記録し、監督員に提出しなければならない。

(時間外作業の許可)

第29条 受注者は、水道局用地内で工事を施工する場合で、水道局の定める正規の勤務時間外又は休日に作業を行うときは、口頭または電子メール等により発注者へ連絡を行わなければならない。なお、発注者の指示による場合は、この限りでない。

(現場代理人等に関する措置請求)

第30条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、工事関係者に関する措置請求書(様式第46)により必要な措置を執ることを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者、監理技術者、専門技術者(現場代理人と兼任するものを除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している者が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、工事関係者に関する措置請求書により必要な措置を執ることを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に対する回答を請求・通知・報告・協議書により発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、監督員に関する措置請求書（様式第47）により必要な措置を執ることを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に対する回答を請求・通知・報告・協議書により受注者に通知しなければならない。

（改造義務及び破壊検査）

第31条 監督員は、工事の施工中において、適宜検査をすることができる。

- 2 監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められるときは、受注者に適合しないとする相当の理由を示して改造又は破壊検査の請求を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による改造又は破壊検査の請求があったときは、当該請求に従わなければならない。

（施工条件の確認）

第32条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに工事打合簿（様式第7）により監督員に届け出、その確認を求めなければならない。この場合、当該事実の確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、現場状況写真、施工図）を添付するものとする。

- (1) 設計図書のそれぞれの内容が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) その他通常予期することのできない状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 監督員は、受注者の意見を聴いたうえで、調査終了後14日以内に調査の結果を工事打合簿により受注者に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。
 - 4 発注者は、前2項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

（工事の施工の中止）

第33条 発注者は、受注者の責めに帰すことができない事由が発生した場合又は発注者が必要と認める場合に、工事の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合に

において、発注者は、工事中止通知書（様式第49）により受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、一時中止した工事を再開させるときは、工事中止解除通知書（様式第50）により通知しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第34条 受注者は、天候の不良、関連する工事への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長願（様式第51）により発注者に工期の延長を求めることができる。

2 前項の規定により工期延長の求めがあった場合、正当な理由に基づくものであるときは、発注者は工期を延長しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第35条 発注者は、工期の短縮を行うときは、工事変更通知書（様式第52）により受注者に通知し、工事変更通知承諾書（様式第53）により受注者の承諾を得なければならない。

（工期の変更）

第36条 前2条に定めるもののほか、工期の変更については、発注者と受注者との協議によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め工事変更通知書により通知するものとする。なお、受注者は、協議内容を工事打合簿に記録し、監督員に提出しなければならない。

2 前項の協議については、発注者が受注者の意見を聴いて日時を定めるものとし、受注者に請求・通知・報告・協議書により通知しなければならない。ただし、工期の変更事由が生じた日から7日以内に発注者が協議の日時を通知しない場合は、受注者は協議の日時を請求・通知・報告・協議書により発注者に届け出ることができる。

（請負代金の額の変更）

第37条 受注者が施工条件の変更により増加費用を必要としたため又は発注者の責めに帰すべき事由により損害を受けたために請負代金の額の変更が生じた場合において、発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者と協議して定めるものとする。なお、受注者は、協議内容を請求・通知・報告・協議書に記録し、発注者に提出しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更）

第38条 発注者又は受注者は、契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、一方に対して請負代金の額の変更を請求・通知・報告・協議書により請求することができる。この場合、負担する費用の額については、発注者と受注者と協議して定めるものとする。なお、受注者は、協議内容を請求・通知・報告・協議書に記録し、発注者に提出しなければならない。

（設計図書の変更）

第39条 発注者は、設計図書の内容を変更するときは、工事変更通知書により受注者に通知し、工事変更通知承諾書により受注者の承諾を得なければならない。

(請負代金の額の変更に変える設計図書の変更)

第40条 発注者は、受注者が増加費用を必要としたとき又は発注者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときにおいて、特別の理由があると認める場合は、請負代金の額の変更又は費用負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、変更内容は、発注者と受注者との協議によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定めるものとする。この場合において、第36条第1項の規定を準用する。

2 前項の協議については、発注者が受注者の意見を聴いて日時を定めるものとし、受注者に請求・通知・報告・協議書により通知しなければならない。ただし、請負代金の額を変更すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に発注者が協議の日時を通知しない場合は、受注者は協議の日時を請求・通知・報告・協議書により発注者に届け出ることができる。

(工事目的物の部分使用)

第41条 発注者は、工事目的物の引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を使用する必要がある場合、部分使用願(様式第54)を受注者に送付し、部分使用承諾書(様式第55)により受注者の承諾を得て使用することができる。

(中間検査の請求等)

第42条 担当課長は、中間検査の必要があるときは、鹿児島市水道局工事等検査要綱(昭和59年4月1日制定。以下「検査要綱」という。)で定める中間検査請求書に工事等関係図書を添えて、総務部管財契約課長(以下「管財契約課長」という。)に請求しなければならない。

2 管財契約課長は、前項の請求を受けた場合、速やかに期日を定め、受注者の立会いのうえ中間検査を実施しなければならない。

3 管財契約課長は、中間検査の結果、工事の施工が設計図書に適合し、手直しその他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、前項の中間検査完了後直ちに検査要綱で定める検査結果通知書を担当課長に送付するものとする。

4 管財契約課長は、中間検査の結果、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、担当課長に対し、手直しその他の措置を講ずるよう検査要綱で定める手直指示書により指示しなければならない。ただし、軽易な手直しについては、口頭により行うことができる。

5 前項の規定により指示を受けた担当課長は、受注者に対し、手直しその他の措置を講ずるよう手直指示書により指示しなければならない。ただし、軽易な手直しについては、口頭により行うことができる。

6 受注者は、手直しが完了したときは、担当課長に検査要綱で定める手直完了通知書を提出するものとし、担当課長は管財契約課長に中間検査の再請求をしなければならない。この場合においては、第2項から第5項までの規定を適用する。

7 第3項の規定による中間検査結果の送付を受けた担当課長は、直ちに検査結果通知書によ

り受注者に通知しなければならない。

(随時検査の実施)

第43条 管財契約課長は、随時検査の必要があると認めたときは、検査要綱に基づき担当課長に連絡し、随時検査を行うものとする。

(出来高部分検査の請求等)

第44条 受注者は、出来高部分について、部分払いを請求しようとするときは、出来高部分払願(様式第56)に関係書類一式を添えて監督員に届け出なければならない。また、あらかじめ、機器材料搬入検査申請書又は製品(工場)検査申請書により工事現場に搬入済みの工事材料又は製作工場にある機器及び工事材料の確認を監督員に求めなければならない。

2 前項の規定により出来高部分払願の届出があった場合、設計担当者は、関係書類一式を査定の上速やかに出来高設計書を作成しなければならない。また、出来高設計書の作成が完了したときは、受注者に監督員を通じ出来高部分の確認請求をするよう連絡しなければならない。

3 受注者は、検査要綱で定める工事出来高通知書・検査調書により担当課長に出来高部分の確認請求をしなければならない。

4 前項の請求を受けた場合、担当課長は、請求を受けた日から起算して5日以内に工事出来高通知書・検査調書及び出来高設計書に工事等関係図書を添えて、管財契約課長に出来高部分検査の請求をしなければならない。

5 管財契約課長は、担当課長が第3項の確認請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いのうえ出来高部分検査を完了しなければならない。

6 管財契約課長は、出来高部分検査の結果を検査要綱で定める検査結果通知書、工事出来高通知書・検査調書及び出来高調書により、前項の検査完了後直ちに担当課長に送付しなければならない。

7 出来高部分検査結果の送付を受けた担当課長は、直ちに検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。

8 検査結果通知書を受領した受注者は、出来高部分に係る請負代金の額に異存がなければ請求書により支払いを請求するものとする。なお、発注者は、請求を受けた日から起算して14日以内に出来高部分に係る請負代金を支払わなければならない。

(指定部分完成検査の請求等)

第45条 受注者は、指定部分の工事が完成したときは、直ちに検査要綱で定める工事指定部分完成通知書・検査調書に完成図面、完成写真その他関係書類(以下「完成図書」という。)を添えて監督員に届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた場合、担当課長は届出を受けた日から起算して5日以内に工事指定部分完成通知書・検査調書に工事等関係図書及び完成図書を添えて、管財契約課長に指定部分完成検査の請求をしなければならない。

- 3 管財契約課長は、担当課長が指定部分完成通知書の届出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いのうえ指定部分完成検査を完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得て21日以内に延長することができる。
- 4 管財契約課長は、指定部分完成検査の結果、工事の施工が設計図書に適合し、手直しその他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、前項の指定部分完成検査完了後直ちに検査要綱で定める検査結果通知書を担当課長に送付するものとする。
- 5 管財契約課長は、指定部分完成検査の結果、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、担当課長に対し、手直しその他の措置を講ずるよう検査要綱で定める手直し指示書により指示しなければならない。ただし、軽易な手直しについては、口頭により行うことができる。
- 6 前項の規定により指示を受けた担当課長は、受注者に対し、手直しその他の措置を講ずるよう手直し指示書により指示しなければならない。ただし、軽易な手直しについては、口頭により行うことができる。
- 7 受注者は、手直しが完了したときは、担当課長に検査要綱で定める手直完了通知書を提出するものとし、担当課長は管財契約課長に指定部分完成検査の再請求をしなければならない。この場合においては、手直しの完了を指定部分の工事の完成とみなして、第2項から第6項までの規定を適用する。
- 8 第4項の規定による指定部分完成検査結果の送付を受けた担当課長は、直ちに検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。
- 9 担当課長は、検査結果通知書を受領した受注者から検査要綱で定める目的物引渡申出書により引渡し申し出があった場合は、速やかに検査要綱で定める目的物引受書を発行しなければならない。
- 10 受注者は、第3項の指定部分完成検査に合格したときは、部分引渡しに係る請負代金の支払いを請求することができる。なお、発注者は、請求を受けた日から40日以内に部分引渡しに係る請負代金を支払わなければならない。

(完成検査の請求等)

第46条 受注者は、工事が完成したときは、直ちに検査要綱で定める工事完成通知書・検査調書に完成図書を添えて監督員に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた場合、担当課長は届出を受けた日から起算して5日以内に工事完成通知書・検査調書に工事等関係図書及び完成図書を添えて、管財契約課長に完成検査の請求をしなければならない。
- 3 管財契約課長は、担当課長が完成通知書の届出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いのうえ完成検査を完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得て21日以内に延長することができる。
- 4 管財契約課長は、完成検査の結果、工事の施工が設計図書に適合し、手直しその他の措置

を講ずる必要がないと認めるときは、前項の完成検査完了後直ちに検査要綱で定める検査結果通知書を担当課長に送付するものとする。

- 5 管財契約課長は、完成検査の結果、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、担当課長に対し、手直しその他の措置を講ずるよう検査要綱で定める手直指示書により指示しなければならない。ただし、軽易な手直しについては、口頭により行うことができる。
- 6 前項の規定により指示を受けた担当課長は、受注者に対し、手直しその他の措置を講ずるよう手直指示書により指示しなければならない。ただし、軽易な手直しについては、口頭により行うことができる。
- 7 受注者は、手直しが完了したときは、担当課長に検査要綱で定める手直完了通知書を提出するものとし、担当課長は管財契約課長に完成検査の再請求をしなければならない。この場合においては、手直しの完了を工事の完成とみなして、第2項から第6項までの規定を適用する。
- 8 第4項の規定による完成検査結果の送付を受けた担当課長は、直ちに検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。
- 9 担当課長は、検査結果通知書を受領した受注者から検査要綱で定める目的物引渡申出書により引渡しの申し出があった場合は、速やかに検査要綱で定める目的物引受書を発行しなければならない。
- 10 受注者は、第3項の完成検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。なお、発注者は、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第47条 発注者は、契約を解除するときは、事務処理要領で定める工事請負契約解除通知書により受注者に通知しなければならない。

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、契約を解除するときは、工事請負契約解除通知書(様式第57)により発注者に通知しなければならない。

(契約解除に伴う措置及び出来高精算検査)

第49条 受注者は、契約の解除を行った工事について、出来高部分の支払いを請求しようとするときは、出来高精算報告書(様式第58)に関係書類一式を添えて管財契約課長に届出なければならない。

- 2 前項の規定により出来高精算報告書の届出があった場合、管財契約課長は、設計担当者に関係書類一式を査定のうえ速やかに出来高精算設計書を作成するよう求めるものとする。
- 3 設計担当者は、出来高精算設計書の作成が完了したときは、管財契約課長に報告しなければならない。
- 4 管財契約課長は、前項の報告を受けた場合、直ちに受注者に出来高部分の確認請求をする

よう連絡しなければならない。

- 5 受注者は、事務処理要領で定める出来形等確認調書により担当課長に出来高部分の確認請求をしなければならない。
- 6 前項の請求を受けた場合、担当課長は、請求を受けた日から起算して5日以内に出来形等確認調書及び出来高精算設計書に工事等関係図書を添えて、管財契約課長に出来高精算検査の請求をしなければならない。
- 7 管財契約課長は、前項の請求を受けた場合、速やかに期日を定め、受注者の立会いのうえ出来高精算検査を完了しなければならない。
- 8 出来形精算検査の完了後、管財契約課長は、直ちに検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。
- 9 管財契約課長は、検査結果通知書を受領した受注者から事務処理要領で定める工事目的物の一部引渡書により引渡しの申し出があった場合は、速やかに事務処理要領で定める工事目的物の一部引受書を発行しなければならない。
- 10 検査結果通知書を受領した受注者は、出来高精算部分に係る精算代金の額に異存がなければ請求書により支払いを請求するものとする。なお、発注者は、請求を受けた場合、速やかに出来高精算部分に係る精算金額を支払わなければならない。

(契約不適合担保責任)

第50条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月18日一部改正）

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日一部改正）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日一部改正）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日一部改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に締結された契約に係る工事の施工については、改正後の様式第27及び様式第28の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月31日一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に契約締結された建設工事請負契約について適用する。

付 則（令和2年10月1日一部改正）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日一部改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日一部改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年4月1日一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月28日一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和8年4月1日一部改正）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。